

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

株式会社トシ・ランドスケープでは、都市と自然の調和を図る企業として、造園・緑化事業における脱炭素社会の実現に貢献すべく、以下のグリーン化施策に取り組んでいます。

電動機械・バッテリー式造園機器の優先導入：CO<sub>2</sub>排出削減の観点から、騒音・排気の少ない電動式植栽管理機器を積極的に導入・運用しております。

グリーン資材の優先調達（グリーン調達）：植栽基盤材や防草資材、堆肥等について、環境負荷の少ない製品やリサイクル資材を優先的に選定し、サプライヤーとの連携による持続可能な資材選定を推進しています。

省エネルギー設計への助言：緑陰の創出や風の流れを活かした樹木配置など、環境配慮型のランドスケープ提案を通じて、建築物周辺の温熱環境改善と冷暖房負荷の軽減に貢献しています。

街路樹や植栽帯の適切な管理によるカーボンシンク機能の維持：樹木医の知見を活かした適正な剪定や更新植栽によって、都市の緑が持つ炭素吸収源としての機能を維持・強化しています。

脱炭素関連技術に関する情報共有・連携強化：協力会社や地域の同業他社との情報交換を通じ、最新の省エネ・脱炭素型技術の共有や試験的な導入を推進しています。

これらの取り組みを通じて、当社はサプライチェーン全体における環境負荷低減をリードし、より持続可能な都市景観と地域社会の実現に貢献してまいります。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

2025年7月16日

株式会社トシ・ランドスケープ  
企 業 名

代表取締役 中村雅俊  
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。